

鳥取県障がい者プラン（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

令和3年3月1日
障がい福祉課・子ども発達支援課

鳥取県障がい者プラン（案）の改定にあたり、パブリックコメントを実施したので、その結果を報告します。

1 パブリックコメントについて

- (1) 募集期間 2月8日（月）～2月24日（水）
(2) 周知方法 ・ 県立図書館、障がい福祉課及び県民参画協働課のホームページで公開
・ 県立図書館、県民参画協働課及び県の各総合事務所の窓口、各市町村の窓口にチラシを配架
・ 新聞広告を掲載
(3) 意見数 48件（13名）
(4) 主な意見と対応方針

| 意見概要 | 対応方針 |
|--|--|
| 【教育、文化・芸術活動、スポーツ】 「教育」の内容が依然として「学校教育」に限定されている。「文化・芸術活動、スポーツ活動」のみが、障害者の生涯学習に関わる内容ではない。鳥取県では公共図書館の取組における障害者の利用支援などの例もあり、文化・芸術・スポーツだけが活動振興の柱のように映ってはならない。生涯学習の観点から、社会教育に関わる内容についても記載すべき。 | 【計画案に反映する】 障がい者の生涯を通じた多様な学習活動の充実を進めていく旨記載する。 (分野別施策) ・ 研修、講演、講義における、情報保障、意思疎通支援などの合理的配慮により、障がいの有無にかかわらず共に学ぶ場を拡大 ・ 図書館利用に障がいがある方を対象とした「はーとふるサービス」の充実、視覚障がい等に配慮した読書バリアフリー環境の整備 など |
| 【防災対策の推進】 災害時に備え、平時から障がい者がどこに住んでいるのかを確認して地図に印を付けたり、住所録を作成しておくことが重要。 | 【計画案に盛り込み済】 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障がい者に対する適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、避難行動要支援者名簿等の作成等、市町村の取組の支援に努めることとしています。 |
| 【雇用・就労等】 精神障がい者の就労定着支援を充実させてほしい。昨年の県実施の実態調査（障害者雇用実態調査）結果では、雇用、就労状況は平成30年では54.9%と大幅に増加したが、1年未満に62.7%が離職している。その理由は、病状悪化、体調不良、職場同僚の無理解等がある。8時間ではなく、障がい特性に応じた就労形態や行政も含めた事業所等の受け側の障がい理解や啓発がもっと進められる必要がある。 | 【計画案に盛り込み済】 ジョブコーチのさらなる養成や、職場内で障害者に寄り添うサポーターの養成を通じて職場定着支援を行うほか、障がい特性に応じた働き方を支援するため、障害者のニーズを踏まえつつ、短時間労働やテレワークなど多様な働き方の実現に向けた就労環境整備を進めることとしています。 |
| 【相談支援体制の充実・強化】 基幹相談支援センター未設置の地域での設置を急ぐこと。サービス利用者が知らないため、周知方法に工夫が必要ではなからうか。 | 【計画案に盛り込み済】 各市町村又は圏域において1箇所以上の基幹相談支援センターを設置できるよう支援することとしています。 (サービス利用者等への周知については、市町村と連携して周知に努めます。) |

2 県計画（案）の概要

(1) 計画期間

- 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画 3年間（令和3年度から令和5年度まで）
○第3期障害者計画 9年間（平成27年度から令和5年度まで）

(2) プランの位置付け

障害者総合支援法（児童福祉法）に基づき、障害福祉等（通所支援又は障害児相談支援等）のサービス見込量や障害福祉サービスの提供体制（障害児通所支援等の提供体制）などを定める「障害福祉計画（障害児福祉計画）」と、障害者基本法に基づき、各分野の障がい者施策の基本的な事項や理念を定める「障害者計画」を一体的に策定するもので、取組や施策等を実施する際の方針等について、「鳥取県障がい者プラン」として策定。

(3) 改定のポイント

自然災害・感染症等への備えや情報アクセシビリティの向上、文化・芸術、スポーツの推進など、現在進めている取組を前進させるため、見直しを行う。

3 今後の予定

- 令和3年3月上旬 第3回鳥取県地域自立支援協議会・第2回鳥取県障害者施策推進協議会の開催
3月中 計画の策定